

事業実施・助成ガイドライン細則 7 事業進捗報告にかかる措置

（事業進捗の報告）

第1条 事業開始後、実施団体は定期的に事業の進捗報告をしなければならない。

（事業進捗報告の頻度）

第2条 細則4 申請にかかる措置が定める初動・即応案件の事業及び国内の事業の事業進捗報告は、事業審査委員会が別途定める場合を除き、月毎に行う。緊急・継続案件の事業の事業進捗報告は、事業審査委員会が別途定める場合を除き、3か月毎と事業最終月に行う。

2 事業進捗報告は、翌月 8 営業日の 17 時までに前月の報告を提出する。

（事業進捗報告の方法）

第3条 事業進捗報告は、電子メールにより、以下の電子メールアドレスに対して行う。

（1） jigyoshinsa@japanplatform.org

（2） ngo@japanplatform.org

2 治安上の理由により、事業進捗報告の報告先を事業審査委員会に限ることもある。

（事業進捗報告の報告事項）

第4条 事業進捗報告は、指定された様式に基づき、以下の内容を報告する。

1. 対象期間中の活動状況

- （1） 事業計画の事業進捗管理表に基づく事業の進捗状況
- （2） 活動内容
- （3） 進捗遅延の理由（遅れがあった場合）
- （4） 成果を測る指標の達成度
- （5） 活動上の課題・問題点と対処状況
- （6） 事務局への変更申請・変更の報告
- （7） スタッフの異動等

2. 事業実施をめぐる環境

- （1） 政治・社会状況
- （2） 治安・安全状況
- （3） 上記状況が及ぼす事業への影響
- （4） その他特記事項

附則

1. 本細則は、2011 年度第 2 回常任委員会の承認を得て、2011 年 6 月 1 日から施行する。
2. 本細則は、2011 年度第 12 回常任委員会の承認を得て、2012 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本細則は、2012 年度第 12 回常任委員会の議決により改正し、2013 年 4 月 1 日から施行する。
4. 本細則は、2013 年度第 12 回常任委員会の議決により改正し、2014 年 4 月 1 日から施行する。

5. 本細則は、2015 年度第 6 回常任委員会の議決により改訂し、2015 年 10 月 1 日から施行する。
6. 本細則は、2018 年度第 6 回常任委員会の議決により改訂し、2018 年 10 月 1 日から施行する。
7. 本細則は、常任委員会の議決（メール審議 639）により改正し、2019 年 12 月 19 日より施行する。
8. 本細則は、2020 年度第 9 回常任委員会の議決により改正し、2021 年 4 月 1 日より施行する。
9. 本細則は、2022 年度第 9 回常任委員会の議決により改正し、2023 年 4 月 1 日より施行する。
10. 本細則は、2024 年度第 7 回常任委員会の議決により改正し、2025 年 4 月 1 日より施行する。